【EU】天然ガス安定供給確保のための2規則の制定

海外立法情報課 田村 祐子

*天然ガスの安定供給確保を目的として、2022 年 6 月に地下ガス貯蔵施設の最低貯蔵率を定める規則が、同年 8 月にガス消費量の削減義務を定める規則が制定された。

1 背景・経緯

EU では、天然ガス(以下「ガス」)の主要な輸入相手国であるロシアが、ウクライナ侵攻を契機に EU へのガス供給を一時停止・削減したことを主要因として、エネルギー危機が深刻化している 1 。こうした状況を受けて、ガスの安定供給確保のため、需要が高まる冬季に向けて、ガス貯蔵に関する欧州議会及び理事会規則 2 が 2022 年 6 月 29 日に制定、同年 7 月 1 日に施行され、ガス需要削減調整措置に関する理事会規則 3 が同年 8 月 5 日に制定、同月 9 日に施行された。

2 ガス貯蔵に関する規則

(1) 構成

全3か条から成り、第1条:天然ガスの安定供給確保に関する規則⁴(Regulation (EU) 2017/1938) (以下「安定供給規則」)の改正、第2条:天然ガス系統の利用条件に関する規則(Regulation (EC) No715/2009) (以下「利用条件規則」)の改正、第3条:施行日で構成される。

(2) 地下ガス貯蔵施設の最低貯蔵率の設定

第1条は、安定供給規則に次の規定を新たに追加する。地下ガス貯蔵施設(以下「貯蔵施設」)を有する加盟国5は、当該施設の容量を、2022年11月1日までに最低80%、2023年以降は毎年11月1日までに最低90%満たす義務(以下「充填目標」)を負う。ただし、容量が大きい貯蔵施設を有する加盟国については、充填目標を過去5年間の平均年間ガス消費量の35%とする等の例外を設ける(安定供給規則第6a条)。加盟国は、充填目標を達成するために、事業者に対して奨励金や補償を提供する等の必要な措置を講じなければならない(同規則第6b条)。貯蔵施設を持たない加盟国は、自国の事業者が、貯蔵施設を有する加盟国の事業者との間で、自国の過去5年間の平均年間ガス消費量の少なくとも15%相当の貯蔵量を利用する取決めを締結することを保証するものとする(同規則第6c条)。上記規定の適用期間は、2025年12月31日

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス目は、2022年9月7日である。

¹ EU は、2020 年時点でガス輸入の約4割をロシアに依存していた。 "From where do we import energy?" Eurostat website https://ec.europa.eu/eurostat/cache/infographs/energy/bloc-2c.html?lang=en; ガス需要削減調整措置に関する EU 理事会規則案によれば、ウクライナ侵攻後、ロシアから EU へのパイプライン経由のガス供給量は、過去数年平均の 30%以下に減少している。European Commission, "Proposal for a Council Regulation on coordinated demand reduction measures for gas," COM (2022) 361, 2022.7.20, p.1. https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52022PC0361&from=EN

² Regulation (EU) 2022/1032 of the European Parliament and of the Council of 29 June 2022 amending Regulations (EU) 2017/1938 and (EC) No 715/2009 with regard to gas storage (Text with EEA relevance) OJ L173/17. https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2022/1032/oj

³ Council Regulation (EU) 2022/1369 of 5 August 2022 on coordinated demand-reduction measures for gas OJ L206/1. http://data.europa.eu/eli/reg/2022/1369/oj

⁴ 詳細は、島村智子「【EU】天然ガスの安定供給確保に関する規則」『外国の立法』No.274-2, 2018.2, pp.6-7. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 11040399 po 02740202.pdf?contentNo=1> を参照。

^{5 18} か国 (オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ、ドイツ、デンマーク、スペイン、フランス、クロアチア、ハンガリー、イタリア、ラトビア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロヴァキア)が該当する。

までとする(同規則第22条)。

(3) 貯蔵施設事業者の認証義務付け

第2条は、利用条件規則に次の規定を新たに追加する。全ての貯蔵施設事業者について、各加盟国による認証を義務付ける。3.5 テラワット以上の容量があり、2020年と2021年にEUの平均充填レベルを下回った貯蔵施設については、2022年11月1日までに、それ以外の貯蔵施設は2024年1月2日までにそれぞれ認証手続を行うものとする。加盟国は、貯蔵施設事業者を直接的・間接的に支配する者又は当該事業者に係る何らかの権利を行使する者が、EUのエネルギー供給の安全性やその他の安全・利益を脅かすおそれがあると判断した場合、当該事業者を認証してはならない(利用条件規則第3a条)。

3 ガス需要削減調整措置に関する規則

(1) 構成

全10 か条から成り、第1条:主題及び範囲、第2条:定義、第3条:自主的需要削減、第4条:EU 理事会によるEU アラート発令、第5条:EU アラート発令時の需要削減義務化、第6条:需要削減実現のための措置、第7条:需要削減措置の調整、第8条:監視及び執行、第9条:評価、第10条:施行及び適用で構成される。

(2) 自主的需要削減及び強制的需要削減

加盟国は、2022 年 8 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までのガス消費量を、過去 5 年間の同時期の平均ガス消費量と比較して最低 15%削減するよう最大限努力しなければならない(自主的需要削減)(第 3 条)。欧州委員会は、深刻なガス供給不足の危険性がある場合や国レベルで警報を発令した加盟国 5 か国以上が要請した場合に、EU 理事会に対して、EU レベルの警報であるEU アラートの発令提案を行う義務を負う。EU 理事会は、当該提案に基づき、EU アラートを発令することができる(第 4 条)。EU アラートが発令された場合、加盟国は、2022 年 8 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までのガス消費量を、過去 5 年間の同時期の平均ガス消費量と比較して 15%削減する義務を負う(強制的需要削減)。ただし、電力系統が第三国の電力系統のみと接続している加盟国⁶で当該第三国の電力系統から接続を停止された場合及び他の加盟国のガス相互接続システムに直接接続していない加盟国(アイルランド、キプロス、マルタ)については、当該義務を免除する等の例外を設ける(第 5 条)。加盟国は、需要削減のための措置を自由に選択できるものとし(第 6 条)、各リスクグループで付で相互に協力するものとする(第 7 条)。

(3) 監視、評価、適用期間等

加盟国の管轄当局は、自国の需要削減措置の実施を監視するものとし、加盟国は、需要削減の達成状況を2か月ごとに欧州委員会に報告する義務を負う。欧州委員会は、加盟国が強制的需要削減義務を履行できない可能性がある場合、義務履行のための戦略を定めた計画を提出するよう加盟国に要請するものとする(第8条)。欧州委員会は、2023年5月1日までに、同規則を評価し、EU 理事会に報告書を提出する義務を負い、当該報告書に基づき、適用期間延長を提案する権利を有する(第9条)。同規則の適用期間は、施行後1年間とする(第10条)。

_

⁶ 当該規定は、ロシアと接続するバルト三国(エストニア、ラトビア、リトアニア)を想定しているとされる。Jorge Liboreiro and Alice Tidey, "Energy ministers reach deal on EU-wide 15% gas reduction plan," 2022.7.26. euronews website https://www.euronews.com/my-europe/2022/07/26/energy-ministers-reach-deal-on-eu-wide-gas-reduction-plan

⁷ ガスの供給源及び供給ルートに基づき、①東方、②北海、③北アフリカ、④東南の下に定められた 13 の地域別グループ。 加盟国は1以上のグループに属し、各グループ内でガス供給上のリスクの監視、共同評価を行う。島村 前掲注(4), p.7.